

<基本的な考え方>

※経団連意見を基に記載、一部私見を含む

新たな制度では、①外国人の**人権保護が十分に担保**されつつ、②外国人が**成長を実感しながらキャリアアップを図れる制度である**ことが重要である。また、③**日本の産業競争力の維持・強化に資する制度**であることも欠かせない。**単なる名前の掛け替えではなく、抜本的な制度改革になることが重要である。**そのためには、**安価な労働力として外国人を雇用する手段としてではなく、産業の担い手として有為な人材の育成・確保を行う**ために制度を設計すべき。また、国際的な人材獲得競争の中、**日本が有為な人材に選ばれる国になる**という視点も不可欠。こうした考えに基づき、以下提言する。

(1) 新たな制度と特定技能制度の関係性

【論点 1 (1)】

- 新たな制度の修了生が**その技能にさらに磨きをかけつつ、日本社会で活躍したいと考える場合は、スムーズに特定技能へ移行できるよう環境整備が必要**である
- その際、**技能水準が段階的に上がっていくことが重要**であり、各制度における評価基準および評価プロセスの透明性を確保した制度設計が求められる
- 外国人が入国前に支払う手数料や借金をできるだけ減らす方策を講じていく必要がある

(2) 企業単独型技能実習等の取扱い

【論点 1 (4)】

- 途上国への技能移転や日本企業の産業競争力強化に寄与していること、不適切事例が少ないことがヒアリングやデータ等から示されており、**同様の枠組みは維持されるべき**である

<受入れ実態>

- 送出し国に生産拠点がある製造業を中心に活用
- 途上国への技能移転を進めつつ、グローバルな生産拠点の形成・発展に貢献

<失踪状況>

令和 3 年度	受入人数	失踪者数	割合
企業単独型	6,623名	13名	0.19%
団体監理型	401,623名	7,167名	1.78%

※経団連意見を基に記載、一部私見を含む

(3) 職種・分野の在り方

【論点2 (2)】

- 多能工化が図れる制度に整備していくべき
- 両制度において対象職種・分野追加のプロセスが事業者にとって分かりにくい。職種・分野追加に当たっては、**透明性の高い適切なプロセスが必要**である

(4) 受入れ見込み数の設定等の在り方

【論点3 (1) (2)】

- 新たな制度は、「人材育成」と「人材確保」の2つの側面を持つ。**どちらの目的に重きを置くのか共通認識を醸成することが重要**であり、**その比重によって「受入れ見込み数」「転籍」「技能水準の設定」等に関する議論の方向性が変わると考える。どちらに重きを置くのか、委員の間で共通認識を持っていた方がよいのではないか**
- 新たな制度においても、現場で「人材育成」を行える範囲での受け入れ人数に限ることが妥当。特定技能の受入れ見込み数の設定のプロセスについては、**エビデンスに基づく政策立案が肝要であり、透明性と予見可能性が担保された制度とすべき**である

(5) 転籍の在り方

【論点4 (1)】

- 新たな制度においては、**一定の要件の下でこれまで以上に柔軟な転籍を認めるべき**である
- 但し、**過度な転籍は外国人のキャリア形成を阻害しかねず、制度趣旨に反する**こととなる。転籍を認める要件（時期、回数等）は、業界団体等の意見を十分に考慮して設定する必要がある
- なお、転籍にあたってハローワーク等公的機関が介入する制度とする際は、転籍要件をより柔軟に設定することも可能と考える

※経団連意見を基に記載、一部私見を含む

(6) 優良な団体等へのインセンティブ付与方策

【論点5 (3)】

- 優良な受入れ機関に対するインセンティブとして、**手続き書類の簡素化や審査期間の短縮化等を図る制度を導入するも一案**である（例：技人国の在留資格手続の際にカテゴリ-1の企業に対して行われている措置）
- 優良認定の評価に際しては、受け入れている**外国人の日本語能力や技能の習得状況、賃金（最低賃金との乖離率）**等が考えられる

(7) 日本語能力の向上方策

【論点9 (1) (2) (3)】

- 入国前の日本語要件を厳格にすることで、日本が有為な外国人から選ばれなくなる懸念がある。重要なのは、入国後においても継続的に日本語教育を受けられ、能力の向上を図れる体制づくりである。例えば、入国後において**優良な日本語教育を実施する受入れ機関や監理団体に対しては**、インセンティブとして**入国前の日本語要件を緩和することも一案**ではないか（入国前の日本語ハードルの引き下げ）
- 一方で、日本語能力は受入れ機関での活躍や地域コミュニティへの参画の後押しなど、外国人の活躍や共生を実現するうえで不可欠である。そのため、**在留の段階ごとに日本語能力が実際に向上する仕組みを取り入れること**（例：移行基準に技能水準のほか日本語要件を設けること）**も検討に値する**（入国後の日本語能力の向上）
- 特定技能2号への移行にあたっては現在、日本語要件を設けていない。家族帯同や永住権の対象となることから、**日本語要件について検討を行うべき**である（積極的に日本語を学習する外国人へのインセンティブ措置）
- 外国人の活躍が期待される地方においては、日本語教育の環境が確保されていないところもあり、**オンラインでの教育体制を拡充すべき**である（日本語教育の環境整備）